

～生活保護に関してお困りの方へ～

主催 日本弁護士連合会・島根県弁護士会

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

1 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。

- ・申請書がもらえない。
- ・次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、
借金がある、家賃が高すぎる、自動車がある、
65歳までは働ける、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
- ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」
「辞退届を書いてください」
- ・保護費を“天引き”されている。
- ・保護費が下がって、生活していけない。

お気軽にご相談
ください。



2 相談料・通話料はかかりません。



ひんこんは なくす
0120-158-794

2022年12月22日（木）

（島根県弁護士会での電話相談時間）

午前10時～正午、午後1時～3時

※各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内をご参照の上、各弁護士会にお問い合わせください（実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。）。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。